

令和8年度

茨工生活のしおり

大阪府立茨木工科高等学校

〒567-0031 大阪府茨木市春日5丁目6番41号

事務室	(072) 623-1331 (代表)
1年生職員室	(072) 623-3472
一般科職員室(国、社、数、英)	(072) 623-3473
専門系職員室(電気系)	(072) 623-3477
専門系職員室(機械系)	(072) 623-3478
専門系職員室(環境化学システム系)	(072) 623-3479
進路指導部	(072) 623-3475
FAX	(072) 623-0652
22期生用携帯電話	090-6655-1859
ホームページ	http://ibaraki-kouka.jp

このしおりは、3年間、
大切に保管し、4月8日の
入学式および4月9日の
オリエンテーションに
は、必ず持参してください。

目 次

合格者のみなさんへ	1
大阪府立茨木工科高等学校校則	2
〈学校生活〉	8
〈教務部〉	13
〈生活指導部〉	14
〈進路指導部〉	17
〈保健安全指導部〉	20
〈独立行政法人日本スポーツ振興センターについて〉	20
〈特別活動指導部〉	22
〈学校納付金〉	22
〈証明書〉	24
〈奨学金関係〉	24
〈生徒会会則〉	25
〈生徒会役員選挙規定〉	28
〈部活動規定〉	29
〈生徒保健安全委員会規定〉	30
〈図書館館則〉	31
〈大阪府立茨木工科高等学校PTA規約〉	32
物品販売業者の連絡先	33
令和8年度年間行事予定(1年生関係抜粋)	34
学校において予防すべき感染症と出席停止の手続きについて	35
新型コロナウイルス感染症・インフルエンザ療養報告書について	36
学校感染症等にかかる登校に関する意見書	37
校舎配置図(1階部分抜粋)	38
校 歌	39

合格者の皆さんへ

ご入学おめでとうございます。皆さんは茨木工科高校の第22期生として入学されました。

本校は、開校以来、北摂地域では唯一の府立の工業高校として、職業意識と幅広い技術・技能を持った工業人の育成をめざし、これまで1万7千人を超える卒業生を送り出してきており、卒業生は、府内はもとより全国、そして世界で活躍しています。本校では「ものづくり」を基本に、さまざまな専門教科(工業技術)を学び資格取得を奨励する等、専門分野を深めるとともに、高度な技術や専門性を身につけることをめざす生徒のために、理工学系大学等への進学に力点を置いた工学系大学進学専科も設置しています。

皆さんも多くの先輩に続いて、明確な目的意識と高い志を持ち、3年後の進路実現に向けて計画的に学習してください。

また、学校生活では日頃の健康管理に気を配り、規則を守るとともに学び続ける姿勢をしっかりと持ち、家庭や地域社会を大切にしながら、時代の要請にこたえていけるよう、自らの個性と能力をいっそう伸ばしていただくことを期待しています。

皆さんが過ごす高校生活は楽しい日々ばかりではありません。どんな時も規律を保ち、他人に対する思いやりを忘れない人間として成長してほしいと願っています。

そのために本校では、皆さんの学校生活が充実し、向上するようにいろいろな決まりや学習内容を定めています。

この冊子はそれらのことについて書かれたものです。卒業までこの冊子をそばに置き、必要なときに役立ててください。有意義な高校生活を送れるよう心から願っています。

学校長

大阪府立 茨木工科高等学校 校則

1. 序文

本校校則は、卒業後に多くの生徒が就職し社会に巣立つことを鑑み、個人の利益だけではなく学校全体の利益を考えるものであり、最終学歴となる本校では、学問を学ぶ場であると共に、集団生活を学ぶ場でもあることもふまえて学校や社会の秩序を守ることを目的に制定するものである。

2. 教育方針

- ・他者を尊重し、人間性豊かで勤労と責任を重んじる社会人の育成。
- ・産業構造の変化に対応できる幅広い技術を備えたスペシャリストの育成。
- ・基礎学力を重視し、資格取得や大学等の高等教育機関への進学をめざす。

3. 創立記念日・制定理由

- ・創立記念日を10月11日と定める。
- ・大阪府議会で府立高校設置条例の改正が議決され、前身の茨木工業高校が昭和38年4月1日より開校することを決定された日であるので、学校創立記念日とした。本校もこれを継承する。

4. 校章のいわれ・校訓



茨木の茨の木を図案化したものであるとともに、輪(和)を保ちながら、まっすぐに伸びる意味を持つ。細長い円は左右平均をあらわすとともに、学術、技術の平衡の意味ももっている。

さらに地球上から宇宙に向かって発展せんとする希望をあらわし、中央の柱は貫徹精神を象徴する。

校 訓

誠 実 明 朗

自 主 創 造

友 情 協 力

第1条 身だしなみ

- (1) 身なりは常に清潔、端正にすること。
- (2) 装飾品・アクセサリーの着用禁止 (透明ピアスを含む)
- (3) 華美な化粧の禁止。
- (4) 染色、脱色、パーマ、その他特異な髪型の禁止。
- (5) 制服は、第13条の服装規定を守って着用すること。
- (6) 登下校時、授業中は原則として、制服であること。ただし、実習科目および体育では、それぞれ指定されたものを着用すること。
- (7) 履物は、通学は運動靴が望ましい。(サンダル等かかとのないシューズは禁止) 校舎内においては、指定の上履、体育館においては、体育館用シューズを用いること。

第2条 言語態度

- (1) 言葉づかいはていねいにし、乱暴な言葉はつかわない。粗暴な行為をしないこと。
- (2) 他の人の人権を無視した言動、差別・中傷をする言動の禁止。
- (3) 「あいさつ」の励行。友達同士だけでなく、教職員、来校者の方にも行うこと。

第3条 安全衛生 (修学中、休日を問わず規則正しい生活すること)

- (1) 自分自身はもとより、他の人を危険にさらすことのないようにすること。
- (2) 校舎や学校備品を愛護し、校舎内外を常に清潔にすると共に、美化に努めること。
- (3) 立ち入り禁止場所および、危険と判断される区域に近寄らないこと。
- (4) 落書きの禁止。(器物破損)
- (5) 学校の備品を万一誤って破損したときは直ちに届け出ること。
- (6) 20歳未満の喫煙、飲酒は法律によって禁じられており、身体にもよくないので絶対禁止。また、同席することや喫煙具を所持することも禁止。
- (7) LINEやX等のSNS上で、誹謗中傷又は個人が特定できる内容等(写真・動画含む)を投稿しないこと。

第4条 生活態度 (先生の言うことをしっかりと聞くこと)

- (1) 止むを得ず欠席・遅刻・早退・外出する場合は、事前に保護者からwebの入力フォームで連絡あるいは電話連絡をするか、生徒証明書・所定の用紙にて学級担任へ届出すること。(無断欠席・無断遅刻・無断早退の禁止)
- (2) 登校してから放課後まで許可なく校外に出ることは禁止。
- (3) 授業中は、授業規律を守るとともに、静かにし、自室はもちろん、他室にも迷惑をかけるようなことをしないこと。
- (4) 授業中に授業に関係しない物品を机の上に出さないこと。
- (5) 電子機器について、許可なく授業中に使用することは禁止。学校のコンセントを使用して充電することは禁止。(盗電となる)
- (6) 考査で不正行為をしないこと。※考査3日前から終了1週間後まで職員室への立ち入り禁止。
- (7) 生徒が企画する集会、掲示物、配布物等は必ず事前に特別活動指導部に届け出ること。
- (8) 食事は定められた時間内に定められた場所(食堂、各ホームルーム等)でとること。
(食堂から食器類の持ち出し禁止)
- (9) 学業に不要なものは、持ち込まないようにすること。
- (10) 学用品その他の所持品には、必ず自分の学年、組および氏名を明記すること。
- (11) みだりに友だち間で金品の貸借はしないこと。
- (12) 集団生活における個人のあり方について考え、公衆道徳、ルール、マナーを守ること。

- (13) 休日の登校は担当教員(担任・教科担当者・クラブ顧問)の指導に従うこと。休業日であっても単車・自動車通学は禁止。
- (14) アルバイトは原則禁止。止むを得ずアルバイトをする場合は、保護者の了解の元、担任ともよく相談の上、行うこと。
(仕事内容をよく確認し、深夜労働、その他、危険な業務には絶対に従事しない)
- (15) 図書館の利用に関しては、図書館則の定めるところによる。
- (16) 生徒保健委員会に関して必要な事項は、生徒保健委員会規定の定めるところによる。
- (17) 盗難防止のため、多額の現金は持ってこないこと。
(止むを得ず持ってきた場合は、担任に預ける等の盗難防止策をとること。)

第5条 校外生活

- (1) 20歳未満立ち入り禁止場所には近づかない、立ち入らない。
- (2) 喫煙・飲酒・薬物乱用・万引き(窃盗)・賭博などの非行にまき込まれたり、自らが関係することの禁止。

第6条 生徒証明書

- (1) 生徒証明書はていねいに取り扱い、毎日必ず携行すること。
- (2) 家庭と学校との連絡には必ず所定の欄に明記し、学級担任ならびに保護者の捺印を受けること。
- (3) 再発行については、事務室にて必要事項に記入して申請すること。

第7条 校時表

平常時	予 鈴	8:30	定期考査時	予 鈴	8:30
	SHR	8:35～08:40		SHR	8:35～08:40
	1 限	8:45～09:35		1 限	9:00～09:50
	2 限	9:45～10:35		2 限	10:05～10:55
	3 限	10:45～11:35		3 限	11:10～12:00
	4 限	11:45～12:35			
	昼休み	12:35～13:15			
	5 限	13:20～14:10			
	6 限	14:20～15:10			
	清 掃				
	[7 限	15:20～16:10]			

第8条 欠席・欠課等

- (1) 欠席………始業時刻より終業時刻までの出席がない場合。
- (2) 欠課………時限中に出席がない場合。または、遅刻・早退等で時限中に出席していない時間を合算して、20分以上に達した場合。ただし、考査に関してはこの限りではない。
- (3) 時限遅刻…欠課になる場合を除き、時限に遅れた場合。
- (4) 時限早退…欠課になる場合を除き、時限の途中で退出した場合。
- (5) 遅刻………始業時刻(午前8時35分のSHR)に遅れた場合。
- (6) 早退………終業時刻までに下校した場合。この場合、最終時限の出欠で判定する。
最終時限に欠課または時限早退の場合、早退とする。ただし、保健室等で静養していた等、下校していない事実が確認された場合は早退としない。

第9条 欠席・欠課とならない事柄

(1) 忌引

- | | |
|-------------|-------|
| ① 父母の死去 | 10日以内 |
| ② 祖父母・兄弟姉妹 | 5日以内 |
| ③ 伯父母・叔父母 | 3日以内 |
| ④ その他の親族の場合 | 1日以内 |

(ただし遠隔地での会葬等の場合には、往復所要日数を加えることができる)

(2) 学校教育活動の一環として、生徒が運動や文化などにかかわる行事等に参加することを学校長が認めた場合

(3) 本校職員による指導の一環で授業に出席しなかった場合。

(4) 通学・下校・クラブ活動中の事故により通院等で止むを得ず授業に出席しなかった場合。(最長1日間)

第10条 成績

(1) 各科目の成績が39点以下の場合、あるいはその科目の欠課時数や遅刻が多い場合、その科目は、不合格となる。

(2) 次の場合は原級留置となることがある。

- ① 欠席日数が非常に多い場合。
- ② 欠課時数が著しく多い科目がある場合。
- ③ 不合格の科目が3つ以上、あるいは7単位以上ある場合。
※1週間に1時間の授業を行う科目を1単位の科目と言います。
- ④ その他進級に関し、異議が認められた場合。

(3) 不合格科目を持ちながら進級を認められた生徒は、次年度において補習、演習などの課題を受け、追認考査に合格して単位を修得すること。

第11条 通学

(1) 自転車通学は、許可制とする。

- ① 交通ルールを守り、二人乗りや傘さし運転、スマートフォン等を見ながらの運転等、危険な走行はしないこと。
- ② 校内において、自転車は指定された場所に施錠して駐輪すること。
- ③ キックボードやスケートボードなど通学許可をされていない乗り物は禁止。

(2) JR・私鉄・バスなどの利用

- ① 通学証明書は事務室で発行する。
- ② 乗車マナーを守り、徒歩においても交通ルール、マナーを守り、道幅いっぱい広がらずに整然と歩くこと。

第12条 交通機関の運休(災害時、計画運休等)および台風接近時の対応

(1) 交通機関が運休した場合(災害時、計画運休等)

- ① 交通機関とは、JR(京都線:京都～大阪間)、阪急電鉄(京都線:大阪梅田～京都河原町間)をさす。
- ② 午前7時現在、JR、阪急電鉄共に、災害または計画運休等により運休している場合、自宅待機とする。なお、午前10時を超えて、引き続き上記交通機関が共に運休している場合、臨時休校とする。
- ③ 一部の交通機関が運休し、始業に著しく支障をきたす場合、学校長の判断により始業時刻を遅らせる、または臨時休校とする。

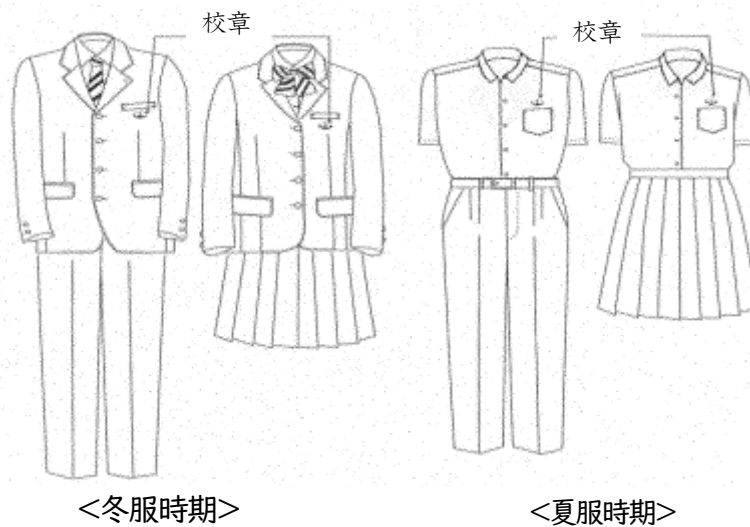
(2) 自然災害(台風の接近等)が予想される場合

- ① 午前7時現在、「暴風を伴う警報(暴風警報など)」または「特別警報」が発令中の場合は、自宅待機とする。警報発令の対象地域は「大阪府全域」「北大阪」「茨木市」のいずれかに限る。
- ② 午前10時以前に上記警報が解除された場合は、安全に留意して午後1時に登校する。

- ③ 午前10時現在、上記警報が発令中の場合、臨時休校とする。
 - ④ ただし、②③において、午前中授業の場合は午前9時の時点で判断するものとする。
- (3) 定期考査時に自然災害(台風の接近等)が予想される場合
- ① 午前7時現在、「暴風を伴う警報(暴風警報など)」または「特別警報」が発令中の場合は、自宅待機とする。
警報発令の対象地域は「大阪府全域」「北大阪」「茨木市」のいずれかに限る。
 - ② 午前10時以前に上記警報が解除された場合、午後1時に登校し、考査を行う。
 - ③ 午前10時現在、上記警報が発令中の場合、臨時休校とする。

第13条 服装規定

- (1) 登校時、授業中の服装は下記に定める。
- ① 学校指定のブレザー、校章入りのカッターシャツまたはブラウス
 - ② 学校指定のスラックスまたはスカート
 - ③ 学校指定のカーディガン
 - ④ 学校指定のネクタイまたはリボン
- (2) 「肌着」「防寒着」「帽子」の着用について
- ① 上肌着は、常時、白・黒・グレーの無地が望ましい。(半袖体操服は可)
 - ② 防寒着は、登下校時のみ、学校指定のブレザーを着用した上に着用できる。帽子も登下校時のみ認める。
防寒具および帽子は、職員室や教室では脱ぐこと。
- (3) 正しい制服の着用について
- ① スカート着用時、スカート丈は膝が隠れる長さとする。
 - ② カッターシャツまたはブラウスの裾をスラックスまたはスカート内に入れ、ボタンは第一ボタン以外を閉めること。
 - ③ 学校指定のスラックスの裾は折り曲げない(ロールアップ)しないこと。
 - ④ 冬服時期(12月～4月末)は学校指定のブレザー、長袖シャツ、ネクタイ又はリボンの着用を推奨する。また、冬服時期の式典、集会は学校指定のブレザー及び白色シャツの長袖シャツ、ネクタイ又はリボンを着用する。
 - ⑤ 夏服時期(6月～9月末)は学校指定の半袖シャツの着用を推奨する。夏服時期の式典、集会は学校指定の白色のシャツを着用する。
 - ⑥ 服装移行期間(5月及び10月11月末)は学校指定の夏服、冬服の中で気温に適した制服の着用をする。
但し、防寒着を着用する場合は、服装規定(2)の②防寒着用規定に準ずる。



第14条 懲戒指導 下記の「学校教育法11条」および「学校教育法施行規則26条」に従い実施する。

■学校教育法■

第11条 校長及び教員は、教育上必要があると認めるときは、文部科学大臣の定めるところにより、児童、生徒及び学生に懲戒を加えることができる。ただし、体罰を加えることはできない。

■学校教育法施行規則■

第26条 校長及び教員が児童等に懲戒を加えるに当たっては、児童等の心身の発達に応ずる等教育上必要な配慮をしなければならない。

(2) 懲戒のうち、退学、停学及び訓告の処分は、校長が行う。

(3) 前項の退学は、市町村の小学校、中学校若しくは義務教育学校又は公立の特別支援学校に在学する学齢児童又は学齢生徒を除き、次の各号のいずれかに該当する児童等に対して行うことができる。

① 性行不良で改善の見込がないと認められる者

② 学力劣等で成業の見込がないと認められる者

③ 正当の理由がなくて出席常でない者

④ 学校の秩序を乱し、その他学生又は生徒としての本分に反した者

(1) 指導対象行為

喫煙(たばこ類似製品、喫煙具所持・喫煙同席を含む)、飲酒(アルコールテイスト飲料(ノンアルコールビールなども含む))、暴力行為、いじめ行為、執拗な暴言、窃盗(万引き)、器物破損行為、法律に違反する行為、単車(自動車)通学、授業妨害、ネット中傷、行き過ぎたいはずら、試験時における不正行為、違反カードの累積および遅刻数が規定数に達する、その他本校生徒として恥ずべき行為を行ったとき。

(2) 懲戒指導内容

① 訓告 保護者同伴で校長より訓告、嚴重注意を受ける。

② 停学(出席停止) 保護者同伴で校長より申渡しをされ、停学期間内に与えられた学習課題を完成させる。期間を定めない停学については、本人の反省状況、課題等の完成状況を見極めた上で解除される。

※停学(出席停止)は、原則、家庭謹慎とするが、状況に応じて登校謹慎を行う場合がある。

※体調不良時または登校謹慎において欠席をした場合は、停学期間を延長することがある。

(3) 懲戒指導後の事後指導

全ての懲戒指導の後に、学校生活全般を見直す指導期間(事後指導)を設ける。

〈 学校生活 〉

1. 校時表

平常時	予 鈴	8:30	定期考査時	予 鈴	8:30
	SHR	8:35～08:40		SHR	8:35～08:40
	1 限	8:45～09:35		1 限	9:00～09:50
	2 限	9:45～10:35		2 限	10:05～10:55
	3 限	10:45～11:35		3 限	11:10～12:00
	4 限	11:45～12:35			
	昼休み	12:35～13:15			
	5 限	13:20～14:10			
	6 限	14:20～15:10			
	清 掃				
	[7 限	15:20～16:10]		

*登校すれば、下足室で上履きに履きかえ、下足ロッカーを必ず施錠するようにしてください。

*食堂はありますがスペースが限られているため、弁当持参をおすすめします。

(原則、昼食等を購入するための外出はできません。)

2. 欠席・遅刻・早退・外出

(1) 登校してから放課後まで許可なく外出することはできません。

(2) 止むを得ず欠席・遅刻・早退・外出する場合は、事前に保護者から電話連絡あるいはgoogleフォームで連絡をするか、生徒証に記入、押印して学級担任へ届出をしてください。

(なお早退・外出の場合には、学級担任と生活指導部の許可印が必要です)

(3) 親族等の死去に際して欠席する場合は次の通り、忌引扱いとします。

父母 10日以内

祖父母・兄弟姉妹 5日以内

父母・叔父母 3日以内

その他の親族の場合 1日以内

(ただし遠隔地での会葬等の場合には、往復の所要日数を加えることができる)

(4) 学校教育活動の一環として、生徒が運動や文化などにかかわる行事等に参加することを学校長が認めた場合は、出席したものと扱われます。

(5) 時限遅刻・時限早退等によりその時限に十分な授業を受けていない場合(時限中に出席していない時間を合算して20分以上に達したとき)は、欠課扱いになります。(考査時は除く)

3. 交通機関の運休(災害時、計画運休等)および台風接近時の対応

(1) 交通機関が運休した場合(災害時、計画運休等)

① 交通機関とは、JR(京都線:京都～大阪間)、阪急電鉄(京都線:大阪梅田～京都河原町間)をさす。

② 午前7時現在、JR、阪急電鉄共に、災害または計画運休等により運休している場合、自宅待機とする。なお、午前10時を超えて、引き続き上記交通機関が共に運休している場合、臨時休校とする。

③ 一部の交通機関が運休し、始業に著しく支障をきたす場合、学校長の判断により始業時刻を遅らせる、または臨時休校とする。

(2) 自然災害(台風の接近等)が予想される場合

- ① 午前7時現在、「暴風を伴う警報(暴風警報など)」または「特別警報」が発令中の場合は、自宅待機とする。警報発令の対象地域は「大阪府全域」「北大阪」「茨木市」のいずれかに限る。
- ② 午前10時以前に上記警報が解除された場合は、安全に留意して午後1時に登校する。
- ③ 午前10時現在、上記警報が発令中の場合、臨時休校とする。
- ④ ただし、②③において、午前中授業の場合は午前9時の時点で判断するものとする。

(3) 定期考査時に自然災害(台風の接近等)が予想される場合

- ① 午前7時現在、「暴風を伴う警報(暴風警報など)」または「特別警報」が発令中の場合は、自宅待機とする。警報発令の対象地域は「大阪府全域」「北大阪」「茨木市」のいずれかに限る。
- ② 午前10時以前に上記警報が解除された場合、午後1時に登校し、考査を行う。
- ③ 午前10時現在、上記警報が発令中の場合、臨時休校とする。

4. 部(クラブ)活動

本校は部(クラブ)活動にも力を入れています。特に、一年生は全員いずれかの部(クラブ)・同好会に加入することを勧めています。部(クラブ)活動は、先輩・後輩という学年をこえたつながりの中で、人間関係を深めることができます。高校時代に何かに打ち込むことは大切です。学校生活が充実するだけでなく、就職活動においても、部(クラブ)活動の経験は高く評価されます。本校には現在、以下のような部(クラブ)・同好会があります。

(1) 運動系

陸上競技部、バスケットボール部、剣道部、柔道部、山岳部、卓球部、サッカー部、水泳部、硬式野球部、硬式テニス部、自転車競技部、バドミントン部、ハンドボール部、バレーボール部、朝活部

(2) 文化系

放送部、美術部、コンピュータ部、軽音楽部、環境倶楽部、機械研究部、写真部、イラストマンガ部、将棋部、鉄道研究部、無線同好会

【各クラブの実績など】

陸上競技部 2024年度復活。現在は1・2年生のみで活動。トラック種目を中心にだいたい年間10回程度大会出場をしています。

実績:記録会・実業陸上大会・茨木市民陸上など多数出場

実業陸上大会 400m,800m,1500m優勝・2位(大会には1~3年すべての学年から参加)

大阪高校総体出場選手もいます。

バスケットボール部 令和5年11月から活動を開始。部員は7名。週3回ほど活動しており、2026年1月の新人会は福井高校と合同チームで出場。

剣道部 ○練習日:月曜日・水曜日・金曜日の放課後 ○場 所:剣道場(体育館下)

○昨年度(令和7年) 実績

・5月:全国高等学校剣道大会大阪府予選(個人)

・9月:大阪府実業高等学校総合体育大会(剣道の部)男子団体(混合チーム)準優勝
男子個人(2名)出場

・11月:大阪高等学校総合体育大会剣道大会(混合団体) 出場

- ・1月:大阪府高等学校剣道新人大会(個人)
- 初心者・経験者問いません。やる気のある生徒は、ぜひ待っています。

柔道部 基本的な投げ技の習得を目標に活動。

山岳部 主に六甲山系にて登山。校内でテント設置講習、クッカーで作る料理講習を開催

卓球部 過去、大阪64ブロック大会、大阪高校選手権大会(シングル)、1年生大会(シングルス)、全日本ジュニア予選(シングルス)に出場。今年度は実業大会(チーム対抗、シングルス)に出場。

サッカー部 令和7年度 大阪公立高大会 予選リーグ敗退
令和7年度 高円宮杯JFA U-18 サッカーリーグ2025 OSAKA 後期
令和7年度 大阪実業総体 1回戦(対藤井寺工科)敗退
令和7年度 大阪高校春季サッカー大会(対藤井寺工科)敗退
令和7年度 高円宮杯JFA U-18 サッカーリーグ2025 OSAKA 前期

水泳部 令和7年度
全国高校総体(インターハイ)地区大会
個人の部 50m自由形(2名)/100m自由形(2名)出場
大阪高校対校選手権大会 個人の部 50m自/100m自/に出場
大阪北摂地区水泳合同記録会 個人の部 50m 100m 200m自由形 出場
大阪実業高校水泳大会 個人の部 100m自由形:2位/50m自由形:3位
大阪高校新人水泳大会 個人の部 100m自由形 2名 出場

硬式野球部 全国高等学校野球選手権大阪大会出場
春季近畿地区高等学校野球大会大阪予選出場
秋季近畿地区高等学校野球大会大阪予選出場
公立高校学区大会出場

硬式テニス部 4月:春季大会(シングルス・ダブルス) 5月:春季大会(団体)
6月:水口杯(シングルス) 7月:ダンロップサマー(シングルス・ダブルス)
8月:総合体育大会(シングルス・ダブルス)、実業総合大会(シングルス・ダブルス・団体)
9月:秋季大会(団体) 10月:公立高校大会(団体) 11月:公立高校大会(ダブルス)
12月:水口杯(団体) 1月:水口杯(団体) 3月:ダンロップスプリング(シングルス)
部員11名、テニスコート4面(最多レベル)、OBの参加が多く、貸出ラケット約30本!
夏の合宿もあります!未経験の方も大歓迎!まずは、一緒に体験してみましょう。

自転車競技部 令和7年度 実績(近畿大会以上)
①近畿大会ロードの部 出場 近畿学校対抗総合7位(チームスプリント1位・ケイリン1位)
②インターハイ出場2名(個人ロード、ケイリン)
③国民スポーツ大会(2025滋賀県)大阪府代表として2名出場
④近畿新人トラック大会 出場5名(チームスプリント1位・スクラッチ1位・4km速度競走3位、ケイ

リン5位、1kmTT 7位)

⑤ 全国選抜自転車競技大会3名出場(大会期間:令和8年3月13日~16日)

バドミントン部 過去5年間大会出場なし。大会に出場して、上位入賞を目指すといったクラブ活動ではなく、和気あいあいとしたクラブ活動方針です。過去には、北摂大会(個人戦)、公立大会(個人戦)、大阪高体連(個人戦)、グリーンカップ(個人戦)などの大会に出場経験はあります。

ハンドボール部 H30年度実業総体ハンドボール大会、秋季総合体育大会などに出場。現在、活動ができません。新入部員を募集しています。

バレーボール部 R4年度より本格的に活動再開し、大阪高体連の各大会や公立高校大会、地区大会など、年間に10大会以上に出場。R5年度の公立高校大会では予選を突破し、決勝トーナメントに進出しました。活動日は基本的に月、水、金、土曜で、土曜は練習試合などを行います。ほとんどが高校からバレーボールを始めた部員ですが、楽しく活動しています。新入部員募集中です。

朝活部 目的は「朝早く起きて、余裕をもって行動(登校)する。」ことです。目標としては「体を動かすことを習慣づける。」こととなります。就職した際にも余裕をもって行動することが当たり前に行えるように習慣づけをめざしています。また、体力の向上・維持をめざし、今後の人生が健やかになるよう活動しています。主に朝7時50分(それまでに登校して更衣)から8時20分(5分前には滑動終了し、更衣)まで活動しています。テスト前やテスト期間中は放課後に自主練習を行っています。体を動かす種目としては主にウエイトトレーニングを行っています。その他、自重トレーニング、ランニング等も可能としています。余裕を持った行動ができて、強い体、高い体力・持久力。そして継続力もある人になれるように日々頑張っています。

放送部 校内各行事(入学式、クラブ紹介、体育祭、卒業式)における、音響・映像のセッティングなどを行っています。

美術部 第76回大阪府高等学校美術工芸展覧会 彫刻立体部門 奨励賞(R7年度)
第65回高校性対象マンガコンクール 入賞(R7年度)
第75回大阪府高等学校美術工芸展覧会 彫刻立体部門・絵画部門 優良賞(R6年度)
(茨木市役所に北摂地区高校美術選抜作品として展示)
第74回大阪府高等学校美術工芸展覧会 彫刻立体部門 優秀賞(R5年度)
第73回大阪府高等学校美術工芸展覧会 彫刻立体部門・絵画部門 優良賞、奨励賞(R4年度)
高校生イラストコンテスト2020全国大会 さんぼう賞
高校生イラストコンテスト2020梅田会場 最優秀賞
第41回大阪府高等学校美術・工芸コンクール 奨励賞、入選(R2年度)
茨木工科高校文化祭では展覧会を開催

コンピュータ部 本校文化祭にてレーザー加工機によるアクリル作品の展示やアクリルキーホルダーの販売等

軽音楽部 本校文化祭、ハイスクールライブ in ESP、新入生オリエンテーションライブ、サマーライブミックスバンドコンテスト、スチューデントドリームライブ、芸術文化祭予選、おにクルEXPO、各学校の校内ライブ、その他多数のライブに出演。高等学校軽音楽部連盟大阪(芸術文化連盟軽音楽部門)に加盟。

環境倶楽部 サイエンスイベント・文化祭への出展, 環境調査, 研究発表

機械研究部 高校生ものづくりコンテスト全国大会溶接部門 大阪大会 出場
(エキスパートクラス入賞、ビギナーズクラス優勝)
高校生ものづくりコンテスト全国大会溶接部門 近畿大会出場
技能検定3級 機械検査職種機械検査作業受験
よさの4時間耐久三輪車レース出場

写真部 写真甲子園地方予選に参加 体育祭の写真撮影 茨木工科高文化祭に作品展示や物販で参加。
その他、写真コンテストなどに参加しています。

イラストマンガ部 「ペン先から広がる世界・未来・博覧会2025」イラストコンテストは部員少数のため不開催)

将棋部 令和7年度は3大会に出場。

- ・令和7年5月31日(土) 第49回 大阪府中・高等学校将棋選手権大会 個人戦 出場
- ・令和7年10月26日(日) 第45回 NHK杯争奪大阪府中・高等学校将棋選手権大会 出場
- ・令和8年1月25日(日) 第46回大阪府高等学校芸術文化祭 出場

鉄道研究部 乗り鉄・撮り鉄・音鉄・作り鉄など、鉄道好きな生徒たちが集まり、週3回活動をしています。活動内容は、ジオラマ製作等、近隣学校などに過去の作品を展示する催しの参加、学校内では文化祭に向けた展示「鉄研」に出展し、同時にNゲージ運転体験も実施しながら年間を通じ楽しい活動を心がけた活動を行っています。

無線技術同好会 令和7年度 部員数1名 活動実績無し

5. 学校行事

本校では、入学式・卒業式をはじめ、視聴覚行事・人権行事・修学旅行・遠足、さらに文化祭や体育祭など、多彩な学校行事を実施しています。これらの行事は、校訓である「誠実明朗」「自主創造」「友情協力」を実践的に体得する大切な機会です。行事への主体的な取り組みを通して、自ら考え創意工夫する姿勢を養い、仲間と力を合わせて目標に向かう中で友情と協力の大切さを学びます。また、互いを思いやり、明るく誠実に行動する態度を育むとともに、やり遂げたときの達成感を通して大きく成長することをめざしています。これらの経験を重ねることで、茨木工科高校生にふさわしい豊かな人格の形成を図っています。

6. 人権教育

人権を尊重し、差別や偏見を許さない態度を育てることは、教育の重要な使命です。本校では、大阪府立高校の人権教育の方針に基づき、同和問題をはじめ、障がい理解やLGBTQなどの課題について正しく学ぶ機会を設けています。人権HRや人権学習(映画鑑賞)や人権講演会などを中心に、日々の教育活動を通して多様性を認め合い、互いの尊厳を大切にすることを育みます。生徒一人ひとりが、自他を尊重し、ともに生きる社会の担い手となることをめざし、人権教育を推進していきます。

〈教務部〉

教務部では、時間割・考査・成績等の教務、在校生の奨学金、図書館など学習活動に関する仕事を担当しています。

1. 工業実習及び課題研究について

工科高校には、教室での授業の他に、週に1回は2～6時間通して行う工業実習や工業技術基礎・課題研究の授業があります。ここではクラスが小班に分かれ、各自が操作、測定し、あるいは設計、製作して、教室で学んだ知識を実地に確かめ、技術を身につけます。実習の後はレポートを提出しなければなりません。こうした作業を通じて理解を深め、物を作るよろこびを体験することができます。

また、近隣の工場を見学し、労働現場の中で工業技術がどのように活かされ、展開されているかを学びます。

2. 教務部の生徒指導体制

学問に王道なしという言葉があります。学問には楽な近道はないということです。早急に結果を急ぐのではなく、三度の御飯を食べて少しずつ大きくなってゆくように毎日少しずつ努力を積み重ねて前進してください。

高校生の勉強は何といっても教室での学習が中心です。まず、毎日の授業を真剣に受けてください。しかし、人間はそれぞれに弱点や困難な事情を抱えています。わからない事や困った事があれば、担任や教科担当の先生に遠慮せず相談してください。

教務部では、不得意科目克服のための学習会や、保護者、生徒と担任の懇談を企画します。経済的な理由で就学が困難な生徒に対しては奨学金係が奨学金制度の相談にあたっています。(奨学金のページ参照)

新入生の諸君もこれらの機会を有効に利用して、充実した学校生活を続けられるよう願っています。

3. 成績評価および進級・卒業

(1) 各科目の成績は、単に定期考査の結果だけでなく、平常のテスト、提出物、授業への参加状況、態度、出席回数等を考慮して、3観点で総合的に評価します。

(2) 科目の成績が39点以下の場合、あるいはその科目の欠課時数が多い場合、その科目は不合格となります。

(3) 次の場合は進級・卒業できず、原級留置となることがあります。

① 欠席日数が非常に多い場合。

② 欠課時数が著しく多い科目がある場合。

③ 不合格の科目が3つ以上、あるいは7単位以上ある場合。

(※1週間に1時間の授業を行う科目を1単位の科目といたします。)

④ その他進級・卒業に関し、異議が認められた場合。

(4) 不合格科目を持ちながら進級を認められた生徒は、次年度において補習、演習などの課題を受け、追認考査に合格して単位を修得しなければなりません。

(5) 本校が定めた各教科・科目の単位を全て修得し、特別活動の成果が認められたものについて、卒業が認定されます。

〈生活指導部〉

1. 生活指導部の『スローガン』と『実践4提案』

茨木工科高校は、長年に渡り、多くの企業に対して優秀な人材を輩出し、企業と信頼関係を築き上げて来ました。その“社会に信頼される人材輩出”の為に、生徒一人一人に対して、普通科高校生よりも早く社会に出ることを意識させて生活指導を行っていきます。

【生活指導部の「スローガン」】

生徒一人一人に対して、工科高校生だから、普通科高校生よりも早く社会に信頼される人になろう!と決意させる生活指導をします!

～厳しい指導は社会で信頼される茨木工科高校生のため～

【生活指導部からの「実践4提案」】

- 1 社会で信頼される「欠席遅刻がない」人になろう!
- 2 社会で信頼される「身だしなみが正しい」人になろう!
- 3 社会で信頼される「学ぶ姿勢が素晴らしい」人になろう!
- 4 社会で信頼される「挨拶が気持ちいい」人になろう!

2. 服装規定

(1) 冬服

- ① 学校指定のブレザー、校章入りカッターシャツ、スラックス又はスカート、ネクタイ又はリボンを着用する。カーディガンは学校指定のみとする。
- ② シャツはズボン・スカートの中に入れる。
- ③ シャツの第1ボタン以外は留める。
- ④ シャツの襟からアンダーウェア(ハイネックなど)を出さない。
- ⑤ 冬服時期の式典(始業式、終業式等)や集会時は、ブレザー・ネクタイ又はリボンを必ず着用する。また、式服として校章入り白カッターシャツを着用する。
- ⑥ スラックスの裾はロールアップをしない。
- ⑦ スカート着用時、スカート丈は膝が隠れる長さとする。

※実習で製作したSDGsバッジは胸元1か所に限り、装着を認める。

(2) 夏服

- ① 校章入りカッターシャツ、スラックス又はスカートを着用する。
- ② シャツはズボン・スカートの中に入れる。
- ③ シャツの第1ボタン以外は留める。
- ④ シャツの襟や袖からアンダーウェア(ハイネックなど)を出さない。
- ⑤ スラックスの裾はロールアップをしない。
- ⑥ スカート着用時、スカート丈は膝が隠れる長さとする。
- ⑦ 式服は校章入り白カッターシャツを着用する。

※実習で製作したSDGsバッジは胸元1か所に限り、装着を認める。

(3) 肌着

肌着は「白・黒・グレーの無地」(半袖体操服は可)が望ましい。

(4) 異装届

諸事情がある場合は、異装を許可する場合がある。その場合、生活指導部に異装届を発行してもらい、それを常に携行し、提示を求められたら直ちに応じること。

(5) 防寒着

登下校時のみ着用できる。ただし、ブレザーを必ず着用すること。

(6) 履物

- ① 校内では、学校指定のスリッパを履く。(土足で校内に入ることは禁止)
- ② 登下校時の履物として、スリッパやサンダル(クロックス等)は禁止。

3. 頭髪・装飾品

(1) 頭髪・化粧

染脱色・パーマ・エクステ(付け根)・傷みによる変色・特異な髪形・縮毛矯正等人工的に手を加える行為は禁止。違反があった場合は、元の状態に戻るまで指導を続ける。また、華美な化粧を禁ずる。

(2) 装飾品

ピアス・ネックレス等の装飾品を身につけることは禁止とする。(登下校時含む)

4. 携帯電話・SNSの使用

- (1) 授業では電源を切ってカバンに入れる。また、個人の責任において保管・管理する。
- (2) 使用にあたっては、モラルを遵守し、迷惑とならないようにマナーをわきまえて使用する。
- (3) ネット被害などに十分注意し、保護者によるフィルタリングを推奨する。
- (4) 情報リテラシーに十分配慮し、人権・マナーを守る行動をとる。

5. 遅刻・早退

(1) 遅刻

- ① 遅刻については、始業時間(8:35)にHR教室にいなければ、下記の(ア)~(ウ)の場合を除き、指導対象になる。
(ア)「電車やバスの延着証明」がある場合(ただし、延着時間と登校時間に、かい離があってはならない。)
(イ)やむを得ない通院で「医療機関などの領収書」がある場合
(ウ)その他、学校として認められる理由がある場合
- ② 遅刻をした場合、生活指導室に「入室許可証」の発行を願い出る。
(考査期間中は、放課後に生活指導室にて「遅刻指導証」の発行を願い出る。)

(2) 早退

- ① 早退願は、原則として担任に早退願を発行してもらい生活指導室にて許可を受ける。
- ② 無断早退の場合は、翌日指導対象になる。

6. 指導

(1) 違反カード指導

- ① 服装規定や装飾品(ピアス、ネックレス等)に関する事で、違反した場合は「身だしなみ違反カード」指導になる。
- ② 授業中に携帯電話やスマートフォンを出したり、扱ったりする。また、授業中に不適切な言動や授業妨害、指導忌避、授業に不必要な行為は「授業規律違反カード」指導になる。
- ③ 「身だしなみ違反カード」「授業規律違反カード」は別々でカウントし、それぞれ下記の累積枚数に応じた指導を行う。

「違反カード」の累積枚数に応じ 3枚→学年主任説諭 5枚→生活指導部長説諭 7枚→校長訓告 9枚→停学1日	※9枚を超える場合は 2枚につき1日ずつ増えた 停学指導を行う。
---	--

(2) 遅刻指導

遅刻回数に応じ下記の指導を行う。

5回→保護者連絡(6回目以降の遅刻は毎回放課後に特別指導を受ける) 7回→保護者連絡+学年主任説諭 10回→保護者連絡+生活指導部長説諭 15回→校長訓告 20回→停学1日 ※25回を超える場合は、5回につき停学1日の指導を行う。 例) 25回→停学2日 30回→停学3日…

(3) 登下校規律違反指導

下記の事項に該当する違反は、その都度特別指導を行う。

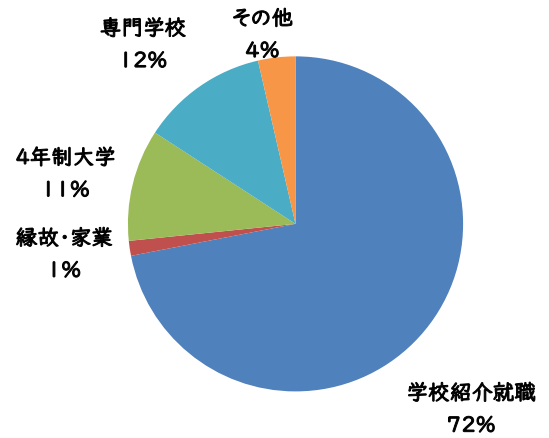
無断早退・無断外出、「入室許可証」・「遅刻指導証」の未発行、 下足ロッカーの共用スペースに私物を置かない、登下校中の交通ルール違反、 指定駐輪場所に駐輪をしていないなど。

〈進路指導部〉

1. 第19期生(令和8年3月卒業生)の進路状況

		男子	女子	計
卒業生数		136	3	139
就職	学校紹介	99	1	100
	縁故・家業	2	0	2
進学	4年制大学	14	1	15
	短期大学・高専	0	0	0
	専門学校	16	1	17
その他(公務員含む)		5	0	5

(数字は人数)



2. 校内選考

学校紹介による就職および指定校推薦等による進学では、受験できる人数に限られるため校内選考を行います。校内選考は、下記の(1)～(7)から算出した点数を合計し、そこから出席状況(欠席、遅刻等)による点数を差し引いた成績を用います。また、指定校推薦等による進学においては工学系を優先的に選考し、学校推薦による就職においては機械系・電気系・環境化学システム系を優先的に選考します。

- (1) 第1学年評定平均値
- (2) 第2学年評定平均値
- (3) 校内選考時における第3学年仮評定平均値
- (4) 1年第2回基礎力診断テスト合計点
- (5) 2年第1回基礎力診断テスト合計点
- (6) 2年第2回基礎力診断テスト合計点
- (7) 3年第1回基礎力診断テスト合計点

— 出席状況

3. 過去3年間の就職先 (五十音順)

IH運搬機械(株)	アイテック(株)	(株)あきんどシロ
新家工業(株)関西工場	いすゞ自動車近畿(株)	上村工業(株)
(株)ENEOSウイング 関西支店	(株)エネゲート	(株)エフテック 亀山事業所
追分ファーム	大阪ガスネットワーク(株)	(株)大阪ガスファミリーーズ
大阪スバル(株)	(株)大阪ソーダ 尼崎工場	大阪日野自動車(株)
奥野製薬工業(株)	(株)オゾ化学技研	(株)オペーシ
オリエント化学工業(株)大業所	オリックス・ファミリーーズ(株)	(株)オレンジ平田タイヤ
(株)カネカ	(株)カネカ大阪サービスセンター	河村化工(株)茨木工場
(株)関西交通工業社	一般財団法人 関西電気保安協会	関西電力(株)
関西電力送配電(株)	関西図書印刷(株)	(株)関電工
関電ファミリーーズ(株)	KeefPer技研(株)	キタックスエンジニアリング(株) 大阪本社

京三エレクトロニクス(株)大阪支店	近畿車輻(株)	近鉄バス(株)
近鉄ファシリティーズ(株)	(株)近鉄ロジスティクス・システムズ	(株)きんでん
(株)クボタ	クボタ環境エンジニアリング(株)	クラシエ(株)
(株)栗本鐵工所	京阪ビルテクノサービス(株)	原子力エンジニアリング(株)
興國車輻(株)	光星工業(株)	高速道路トルテック(株)
ゴウダC&E(株)	コウノイケ・エアポートサービス(株)	鴻池運輸(株)山崎営業所
(株)神戸製鋼所 茨木工場	(株)神戸製鋼所 加古川製鉄所	(株)コーケン
コマソカスタマーサポート(株)近畿四国カンパニー	ザ・テラスホテルズ(株)	沢井製薬(株)三田工場
サンスター(株)	(株)サンセイメンテナンス	三陽工業(株)
(株)JR西日本テクノス	(株)ジェイアール貨物・西日本ロジスティクス	(株)資生堂 大阪工場
資生堂ホネケキ工業(株)	下田工業茨木(株)	シモハナ物流(株)高槻第一営業所
ジャパニマリンユニテット(株)横浜事業所 磯子工場	新幹線エンジニアリング(株)	神鋼環境メンテナンス(株)上下水道本部
神鋼鋼線工業(株)	(株)瑞光	(株)鈴木シャッター
(株)SUBARU 群馬製作所	住友化学(株)大阪工場	住友建機販売(株)
住友電気工業(株)大阪製作所	住友電設(株)	住友林業ホームエンジニアリング(株)近畿事業部
積水ハウス建設関西(株)	ソントン食品(株)	第一屋製パン(株)大阪空港工場
ダイキン油機エンジニアリング(株)	大幸薬品(株)	ダイハツ工業(株)本社
ダイビルファシリティー・マネジメント(株)	太陽工業(株)	太陽ファルマテック(株)
大和製罐(株)大阪工場	高槻化成(株)	(株)タクマ
月島ジェイテックメンテナンス(株)	(株)椿本チエイン 長岡京工場	(株)ディーアクト
テイカ(株)	(株)てつでん	寺崎電気産業(株)
(株)デンソー	東海旅客鉄道(株)関西支社	東京地下鉄(株)(東京メトロ)
東芝エレベーター(株)関西支社	東レフィルム加工(株)高槻工場	トヨタL&F近畿(株)
トヨタ自動車(株)	トヨタモビリティ新大阪(株)	(株)西島製作所
(株)中北製作所	(株)中山製鋼所	ナブコドア(株)
(株)ナリコマフード	ニシオティーアンドエム(株)	(株)西日本宇佐美 関西支店
西日本旅客鉄道(株)	日油(株)尼崎工場	(株)ニチレイフーズ 関西工場
日世(株)高槻工場	日通関西物流(株)	日東化成(株)
日本貨物鉄道(株)関西支社 (JR貨物)	日本精線(株)枚方工場	日本郵便(株)近畿支社
ニデックドライブテクノロジー(株)	日本板硝子(株)京都事業所	一般社団法人 日本自動車連盟 (JAF) 関西本部
(株)日本電気保安協会	(株)2りんかんイローハット	(株)Parker-TAIYO
パナソニックプロダクションエンジニアリング(株)	パナソニック防災システムズ(株)	(株)阪急デリカ 高槻工場
阪急電鉄(株)	阪急阪神ビルマネジメント(株)	(株)日立建機ティエラ
日立建機日本(株)	(株)日立ビルシステム 関西支社	(株)日立プラントサービス
日野自動車(株)	(株)ヒューテックノオリン	ビルト住設工業(株)
(株)フジキン	富士シート(株)	フジ・シングループ本社(株)
富士フィルムワークケミカル(株)大阪工場	古河機械金属(株)	(株)プロテリアル 電子材部 吹田関連企画室
(株)プロテリアル 山崎工場	平成自動車工業(株)	ホノカワミクロン(株)

本田技研工業(株)鈴鹿製作所	マクセル(株)	マクセル(株)京都事業所
丸石製薬(株)	丸大食品(株)高槻工場	三國製薬工業(株)
(株)水上工作所	(株)Mizkan 大阪工場	三菱自動車工業(株)京都製作所
三菱ふそうトラック・バス(株)近畿ふそう	向島ドック(株)	(株)明治屋食品工場
明治油脂(株)	(株)メイワパックス 高槻工場	山崎製パン(株)
(株)ヤマダデンキ	(株)ヤマタネロジワークス	大和紙器(株)大阪工場
(株)山中建設	山文商事(株)	UCC 上島珈琲(株)
UBE(株)堺工場	(株)ユニオンコーヒーロースターズ	ユニチカ(株)宇治事業所
(株)吉野工業所 大阪工場	淀川メテック(株)	理研ビタミン(株)大阪工場
(株)菱サ・ビルウェア	菱電エレベータ施設(株)大阪支店	(株)レッドバロン
(株)レンタルのニッケン 西日本支社	ロジスネクスト近畿(株)	(株)YKベーキングカンパニー

4. 過去3年間の進学先(五十音順)

[4年制大学]

藍野大学	追手門学院大学	大阪芸術大学
大阪工業大学	大阪産業大学	大阪商業大学
大阪電気通信大学	大阪行岡医療大学	金沢工業大学
京都産業大学	京都橘大学	近畿大学
サイバー大学	滋慶医療科学大学	帝京大学
長浜バイオ大学	福知山公立大学	佛教大学
立命館大学		

[短期大学・高専]

大阪芸術大学短期大学部	東洋食品工業短期大学
-------------	------------

[専門学校]

ECCアーティスト美容専門学校	ECCコンピューター専門学校	大阪アニメーションカレッジ専門学校
大阪アミューズメントメディア専門学校	大阪ECO動物海洋専門学校	大阪工業技術専門学校
大阪航空専門学校	大阪社体スポーツ専門学校	大阪情報専門学校
大阪デザイナーアカデミー	大阪鉄道・観光専門学校	大阪リゾート&スポーツ専門学校
大原簿記専門学校大阪校	キャットミュージックカレッジ専門学校	高津理容美容専門学校
中央工学校OSAKA	東洋医療専門学校	トヨタ神戸自動車大学校
日産京都自動車大学校	日本情報理工専門学校	日本分析化学専門学校
HAL大阪	ハンタンミュージックアカデミー	プレーメン動物専門学校

5. 大学・専門学校等に進学する際の奨学金について

大学や専門学校は、高校と比べて入学金や授業料が高くなります。そこで進学に向けて、お金を「借りたり」「もらった」できる支援制度を、日本学生支援機構(JASSO)が提供しています。詳しい説明や申し込みの案内は、3年生になったときに改めて行います。

〈保健安全指導部〉

生徒のみなさんが健康に安全に学校生活を過ごせるように、保健・安全・衛生管理を行っています。心身の健康に関して不安を感じた時や質問がある時は相談してください。

1. 健康管理

- (1) 充実した高校生活が送れるように、春休み中も規則正しい生活を心掛けてください。特に、う歯(むし歯)のある人は、春休み中に治療を受けておきましょう。
- (2) 現在、けがや疾病で治療を受けている人で、学校生活や体育の授業への参加について制限や注意事項がある場合は、学年または保健室までご連絡ください。
- (3) 4月から6月にかけて定期健康診断があります。各検診、未受診のないようにしてください。治療勧告書を受け取ったら必要に応じて速やかに受診し、結果を学校に報告してください。

2. 保健室の利用について

保健室は、健康のサポート、休養や応急処置を行う場所です。内服薬などは出すことはできないので、必要な人は常備薬を携帯してください。また、体調不良時やけがの状態により、保護者へご連絡する場合があります。別紙、緊急連絡先記入の際は必ず連絡が取れる連絡先をご記入ください。また記載事項に変更があった場合は随時ご連絡ください。

3. 健康相談について

心身の健康について気になることがあれば、随時、保健室までご相談ください。

4. 学校において予防すべき感染症について

インフルエンザ等、学校保健安全法施行規則で定められている感染症に罹患した場合は、出席停止になります。規定の療養期間を過ぎるまでは療養に専念してください。出席停止期間後、登校する際にはインフルエンザ・新型コロナウイルス感染症の場合は「療養報告書(保護者記入)」を、それ以外の場合は「学校感染症等にかかる登校に関する意見書(医療機関記入)」の提出をお願いします。(どちらも巻末に綴じています。学校ホームページからも印刷できます。)

〈独立行政法人日本スポーツ振興センターについて〉

学校の管理下において、生徒が災害に遭った場合に災害共済給付を行う、国・学校の設置者・保護者の三者で負担する互助共済制度です。学校の設置者が保護者の同意を得て、独立行政法人日本スポーツ振興センターとの間に締結する契約によって行われます。主な内容は下記のとおりです。災害に遭われた場合、センター法に基づき所定の手続きを行いますので、担任、保健室までお問い合わせください。

(1) 給付の種類と内容〔災害共済給付の給付基準は、センター法施行令第3条による〕

災害の種類	災害の範囲	給付金額	
負傷	その原因である事由が学校の管理下で生じたもので、療養に要する費用の額が5,000円以上のもの	医療費 ・医療保険並の療養に要する費用の額の4/10(そのうち1/10は療養に伴って要する費用として加算される分。)ただし、高額療養費の対象となる場合は、自己負担額(所得区分により限度額が異なる。)に療養に要する費用の額の1/10を加算した額 ・入院時食事療養費の標準負担額がある場合は、その額を加算した額	
疾病	その原因である事由が学校の管理下で生じたもので、療養に要する費用の額が5,000円以上のものうち、内閣府令で定めるもの ・学校給食等による中毒 ・ガス等による中毒 ・熱中症・溺水・異物の嚥下又は迷入による疾病 ・漆等による皮膚炎 ・外部衝撃等による疾病 ・負傷による疾病		
障害	学校の管理下の負傷及び疾病が治った後に残った障害(その程度により第1級から第14級に区分される。)	障害見舞金 4,000万円~88万円 (通学中の災害は半額)	
死亡	学校の管理下において発生した事件に起因する死亡及び疾病に直接起因する死亡	死亡見舞金 3,000万円 (通学中の災害は半額)	
	突然死	運動などの行為に起因する突然死	死亡見舞金 3,000万円 (通学中の災害は半額)
		運動などの行為と関連のない突然死	死亡見舞金 1,500万円 (通学中の災害も同額)

*上記の「療養に要する費用の額が5000円以上のもの」とは、初診から治癒までの医療費総額(医療保険でいう10割分)が5000円以上の場合をいいます。(診療報酬点数500点、窓口自己負担1500円以上(3割負担の場合))

(2) 災害共済給付の対象となる「学校管理下」の範囲

- ① 学校が編成した教育課程に基づく授業を受けている場合 (例) 各教科、運動会、遠足等
- ② 学校の教育計画に基づく課外指導を受けている場合 (例) 部活動等
- ③ 休憩時間、その他校長の指示・承認に基づき学校にある場合 (例) 始業前、昼休み、放課後等
- ④ 通常の経路及び方法による通学する場合
- ⑤ その他、これらに準ずる場合として内閣府令で定める場合

(3) 給付基準〔センターの災害共済給付制度の概要を記載〕

- ① 同一の災害の負傷又は疾病についての医療費の支給は、初診から最長10年間行われます。
- ② 災害共済給付を受ける権利は、その給付事由が生じた日から2年間行わないときは、時効によって消滅します。
- ③ 損害賠償を受けたときや他の法令の規定による補償や給付(例えば、地方公共団体の条例等による乳幼児医療費助成制度・ひとり親家庭医療費助成制度)等を受けたときは、その価額の限度において、給付を行いません。
- ④ 生活保護法による保護を受けている世帯に属する義務教育諸学校及び保育所の児童生徒に係る災害については、医療費の給付は行いません。
- ⑤ 高等学校の生徒及び高等専門学校の学生が自己の故意の犯罪行為により、又は故意に負傷し、疾病にかかり又は死亡したときは、当該医療費、障害又は死亡に係る災害共済給付を行いません。ただし、当該生徒又は学生が、いじめ、体罰その他の当該生徒又は学生の責めに帰することができない事由により生じた強い心理的な負担により、故意に負傷し、疾病にかかり、又は死亡したときは、この限りではありません。
- ⑥ 高等学校の生徒及び高等専門学校の学生が自己の重大な過失により、負傷し、疾病にかかり又は死亡したときは、当該障害又は死亡に係る災害共済給付の一部を行わない場合があります。

〈特別活動指導部〉

高校生活を送るうえで、教科の学習と並んで大切なのはホームルーム活動やクラブ活動等の生徒主体の特別活動です。特別活動指導部は特別活動を通して人間らしい豊かな感性をよみがため、生徒会活動を支援しています。

(生徒会とは)

生徒会は生徒の「健全な自主的活動の促進、学校行事に参画する」(会則第2条)ことを目的としてつらねられている組織です。主な行事には体育祭・文化祭の部(クラブ)活動の紹介などがあつます。これらの行事はすべて執行部を中心として、全校生徒の意見をもとに運営してきます。また運動系クラブや文化系クラブの部(クラブ)活動も、生徒会活動の一環として行われています。

〈学校納付金〉

1. 入学料

入学料は、オンライン出願システムで納付いただけます。必ず3月31日(火)までに納付してください。

入学料を納付されない場合、入学許可が取り消されることがありますので必ず期限内に納めてください。

なお、災害等の理由により、納付期限までに納付することが困難な場合は、納付期限を延期することができますので、詳しくは学校の事務室までお尋ねください。

(金額と納付期限)

区 分	金 額	納 付 期 限
全 日 制	5,650円	3月31日(火)

2. 授業料

授業料については、国の「就学支援金」の手続きを行い、認定された方は、その納付が不要となります。

令和8年度の就学支援金の手続きについては4月以降に通知される予定です。通知がきましたら生徒を通じ手続きをご案内します。

万一、就学支援金が不認定となると授業料をお支払いいただくこととなります。金額は月額9,900円(年額118,800円)で4期に分けて納付していただきます。各期の納入期限は4・7・10・1月の各20日ですが、就学支援金の手続きをされると第1期分(4月)の納付は一定期間猶予されます。納付書を配付しますので金融機関で納付してください。

3. 学校諸費

高等学校に入学された後は、授業料以外に(独)日本スポーツ振興センター共済掛金と学校諸費を納めていただきます。

この学校諸費の額及び内訳は、次表「令和8年度 第1学年学校納付金」のとおりです。また、納入期限は授業料と同様4期に分かれていますので、期限に遅れないように納入してください。

令和8年度 第1学年学校納付金 *は大学進学専科

費 目		第1期 4月20日	第2期 7月20日	第3期 10月20日	第4期 1月20日	合 計
授 業 料(※)		29,700	29,700	29,700	29,700	118,800
(独)日本スポーツ振興 センター共済掛金		1,930				1,930
学 校 諸 費	P T A 会 費	4,000				4,000
	生 徒 会 費	2,500				2,500
	1年学年費	40,500				40,500
		* 40,500	* 5,000			* 45,500
	修学旅行積立金		30,000	30,000	30,000	90,000
	(合 計)	47,000	30,000	30,000	30,000	137,000
* 47,000		* 35,000	* 30,000	* 30,000	* 142,000	

(※)就学支援金が認定された方は授業料の納付は不要

(※)PTA会費については、入会された会員に対して、学校がPTAより委任を受けて徴収させていただきます。

1年学年費明細

項 目	総合募集 の専科	大学進学 専科	項 目	総合募集 の専科	大学進学 専科
遠足	9,500	9,500	雑費	500	500
LHR費(体育祭・文化祭)	4,000	4,000	理科教材費	-	60
学年行事費	2,000	2,000	英語科教材費	40	1,000
茨工生活のしおり	350	350	キャリア教材費	100	-
個人写真	550	550	美術科教材費	3,500	3,500
学級写真	1,100	1,100	家庭科教材費	3,500	3,500
視聴覚行事	2,000	2,000	専門科教材費	3,500	3,500
人権行事	1,500	1,500	通信費	500	500
基礎力診断テスト	4,200	4,200	工学系教材費	-	200
実力診断テスト	-	2,100	キャリアナビ	-	3,500
計算・情報検定料	2,100	700	災害用備蓄品	1,000	1,000
キャリアパスポート用ファイル	100	100	予備費	460	140
合 計				40,500	45,500

《納入方法》

第1期分は4月14日頃に生徒を通じ納付書をお渡しますので、金融機関の窓口で納付してください。その際、口座振替の申込用紙も一緒にお渡しますので、振替をご希望される方は金融機関に直接お申し込み願います。第2期以降の納付は口座振替のご利用をお勧めします。

〈証明書〉

1. 在学証明書

事務室に申込用紙がありますので、生徒証を持参の上、必要事項を記入して申し込んでください。平日の午後1時までに申し込んだ証明書は、その日の放課後に発行します。午後1時以降の申込分は、翌日の発行になります。

2. 生徒旅客運賃割引証(学割)

事務室に申込用紙があります。必要事項を記入し、保護者、担任の確認印をもらって申し込んでください。
※原則、翌日発行となります。(翌日が休日の場合は、休日明けになります。)

3. 通学証明書

電車、バス等の通学定期券を購入して通学される方は、初めての購入時は通学証明書が必要となります。事務室に申込用紙がありますので必要事項を記入して申し込んでください。なお、2回目以降の購入の際は生徒証の提示及び旧通学定期券の提出で購入することができます。

〈奨学金関係〉

様々な奨学金制度があり、向学心に富みながら経済的理由によって就学が困難な生徒を援助しています。表の種別で、「貸付」は返還義務があり、「給付」は返還義務がありません。他の奨学金と併用できる場合とできない場合があるので、詳しいことは、奨学金制度を設定する団体・会に直接問い合わせください。

1. 学校受付の奨学金(令和7年度現在)

種類	種別	他奨学金との併用	金額	対象・条件
大阪府育英会※	貸付	可	1~10万円/年	所得制限あり。 毎年4月中旬に新規募集。(全学年対象)
大阪府育英会 夢みらい奨学生	給付	可	50万円(3年生:府下で120名)	成績上位者。所得制限あり。大学・短大・専修学校・ 専門系へ進学を希望するもの。 募集は6月を予定。(3学年のみ)
大阪市奨学費	給付	可 (制限あり)	第1学年 107,000円(年額) 第2・3学年 72,000円(年額)	大阪市在住者のみ。所得制限あり。 1年ごとに申請。 5~6月に募集の予定。(全学年対象)
あしなが育英会	給付	可	30,000円/月	保護者が病気や災害もしくは自死などで 死亡または後遺障害があり働けない者。
交通遺児育英会	貸付 (一部給付)	可	2~4万円/月 入学一時金制度有り	所得制限あり。保護者が道路における事故 などで死亡または後遺障害があり働けない者。

上記以外にも奨学金はあります。随時、担任を通じてクラスに連絡します。

※注意：大阪府育英会について

- ① 入学時増額奨学資金を申し込まれている方は、大阪府育英会に直接提出してください。
(令和8年2月13日[金]~3月27日[金]必着)
その際、本校の合格証明書が必要になります。(合格者説明会時に配布予定)
- ② 予約奨学生採用を受けている方は、進学届および奨学生確認書(連帯保証人の印鑑登録証明書添付)を合格者物品販売日(3月23日[月]または4月3日[金])に提出してください。
期日に提出の無い場合は採用取り消しとなる場合があります。

2. 自治体受付の主な奨学金

市町村	種別	金額	市町村の 問い合わせ先	電話番号
茨木市	給付	入学前一括支給 第1子 100,000円 第2子以降 180,000円	学務課	072-620-1684
高槻市	貸付	7,000円/月	保険給食課	072-674-7606
枚方市	給付	4,500円/月	教育支援課	050-7105-8043

注意：他の市町村でも実施しております。居住している市町村に直接問い合わせてください。

3. その他就学資金

- ・生活福祉資金……府・市民税非課税、生活保護世帯等が対象。
- ・母子寡婦福祉資金……母子家庭、父母のいない高校生等が対象。

問い合わせ

市町村の社会福祉協議会
住所地の福祉担当窓口

4. 国の教育ローン

- ・日本政策金融公庫……生徒1人につき350万円以内。

教育ローンコールセンター TEL0570-008656

〈生徒会会則〉

第1章 名称

第1条 本会は茨木工科高等学校生徒会と称する。

第2章 目的

第2条 本会の目的は、本会会員の福祉増進のため、学校の指導の下に健全なる自主的活動を促進し、学校行事に参画することに努めることにある。

第3章 会員

第3条 本会は本校生徒をもって構成し、会員は選挙権および被選挙権、その他の権利と義務を有する。

第4章 役員

第4条 本会には、会長1名、副会長・書記・会計各2名をおく。ただし、複数定員の役員については、1名選出された時点で充足されたものとみなすことができる。

第5条 各役員は全会員の投票により選出され、任期は半年とし、再選を妨げない。

第6条 会長は本会を代表し、本会の全責任者として会務を総理し、議会に出席しなければならない。

第7条 副会長は会長を補佐し、会長が職務遂行不能の場合、これに代えることができる。

第8条 書記は総会、議会、執行委員会の記録を作成し、運営に必要な書類の保管を行う。また、広報委員会の長となり補佐を任命することができる。

第9条 会計は本会の資金の受領、支払等の会計事務を行う。なお、補佐を任命することができる。

第5章 総会

第10条 総会は本会最高決議機関であり、全会員により構成される。

第11条 総会は毎期1回開催することを原則とするが、全会員の3分の1以上の要請がある場合、または、議会が必要と認められた時に臨時に開催することができる。

第12条 総会は会長が招集し、役員は総会を指揮運営する。

第13条 総会は会員の3分の2以上の出席をもって成立し、過半数の賛成により議決される。

第6章 議会

第14条 議会は総会に代わる議決機関である。

第15条 議会は各学級で選出される2名の議員により構成され、議会に関する事務、報告、決議、修正のすべては議員により、その所属学級に伝えられなければならない。

第16条 議員はその所属学級全員の投票により、多数決で選出される。その選挙は毎期始めの3週間以内になされなければならない。

第17条 議会は原則として、隔週1回開き必要な場合、会長または議員の4分の1以上の要求により開催することができる。

第18条 議会は議長が招集し、執行委員会または、各部会より提出された議案を審議、採決する。

第19条 議長および副議長は議員の互選により選出され、議長は議会運営に関する一切の責任と権限を有する。

第20条 議会は議員の3分の2以上の出席をもって成立し、出席議員の過半数の賛成により決議される。

第21条 議会は各種生徒会行事の際および必要と認めた場合、各種委員会を置くことができる。各種委員会とは、書記委員会、会計委員会等が挙げられるが、行事の際の役割については、生徒会および各行事の実行委員会にて定めるものとする。

第7章 執行委員会

第22条 執行委員会は本会の最高執行機関である。

第23条 執行委員会は、第4条に規定される役員および各部会の長により構成され、会長がその委員長となる。

第24条 執行委員会は随時開催され、委員長が招集する。

第25条 執行委員会は以下のことを行うものとする。

- 1 会の運営に関して協議をする
- 2 議会の決議を忠実に実行する
- 3 予算を作成し、議会に提出する

第26条 委員長は委員会を代表して議会に議案を提出し、執行に関して各部会を指揮および監督し、これを議会に報告するものとする。

第8章 部会

第27条 本会は、目的を達するために、執行委員会のもとに以下の部会をおく。

- 1 HR企画部会
- 2 生活部会
- 3 運動部会
- 4 文化部会

第28条 部会は、各学級より選出された部員をもって構成し、各部会の業務概要は以下のとおりとする。

1 HR企画部会

各クラスの正代議員により構成され、HR企画運営の責任者となり、活発化に努める。なお、各部会からの要請があった場合、すみやかに協力する。

2 生活部会

各クラスの副代議員および風紀委員により構成され、会員の厚生、美化、緑化、風紀、規律等において、快適な生活環境の構築に努める様に指導する。

3 運動部会

各クラスの運動委員および各運動部部長により構成され、運動に関する諸行事を掌握し、運動部の活動を総括する。

4 文化部会

各クラスの文化委員および各文化部部長により構成され、文化に関する事項を指導し、文化部の活動を総括する。

第29条 各部会は隔週1回開催することを原則とし、各部長は部の運営責任者となり、毎月、執行委員報告書を提出するものとする。

第9章 部活動

第30条 部活動は会員の文化および運動にわたる共同研究体であり、議会により承認される。

第31条 部活動は文化部長、運動部長のいずれかに統轄される。

第32条 各部活動は部活動代表者会議を構成し、部活動援助金に関する予算の原案作成等にあたり、副会長がこれを主宰する。

第10章 財政

第33条 本会の運営資金は会費、寄付金、その他をもってあてる。会費は会員1人あたり、年額2,500円とする。

第34条 執行委員会は各期の予算を作成し、議会に提出し、その承認を得なければならない。また、承認は出席議員の3分の2以上の多数決による。

第35条 執行委員会は予算ならびに決算を総合もしくは議会に報告しなければならない。

第11章 生徒会顧問

第36条 本会は教職員の顧問を若干名置く。生徒会顧問はすべての機関に出席することができて、種々の勧告、助言をなす。

第12章 最高決定権

第37条 生徒会の最高決定権は、学校長がこれを保留する。

第13章 辞任・罷免

第38条 執行委員の辞任は、執行委員会および議会で承認されなければならない。

第39条 議員の辞任は学級で承認されてから議会の承認を得なければならない。

第40条 執行委員の不信任案が議会に提出され、4分の3以上の多数で議会がこれを可決した場合、その執行委員は罷免される。

第41条 議員は学級員の4分の3以上の多数の決議により罷免される。

第14章 改正

第42条 本会々則の改正案は議会において出席議員の3分の2以上の多数で可決された後、総会に提出し、その承認を得なければならない。

第15章 補則

第43条 役員の改選、部活動、生徒保健安全委員会、生徒図書委員会等に関する細則は別にこれを定める。

〈生徒会役員選挙規定〉

第1章 選挙・被選挙権

第1条 生徒会々則第3条に規定された本校生徒会の全会員は、生徒会役員の選挙権および被選挙権を有する。

第2章 選挙管理委員会

第2条 選挙の準備および施行は選挙管理委員会(以下「委員会」という)により行われる。

第3条 委員会は学級より選出された各1名の選挙管理委員(以下「委員」という)によって構成される。委員の任期は4月15日より当該年度内とする。

第4条 委員会は委員の互選により正副委員長を設ける。また、投票に際しては以下の係を置く。

- 1 管理係
- 2 案内係
- 3 投票者受付係
- 4 用紙係
- 5 投票箱監視係

第5条 委員は立候補者および推薦責任者にはなれない。また、一切の選挙運動をすることはできない。

第6条 委員会は選挙日程および当選者氏名の公示を行わなければならない。

第3章 立候補者

第7条 立候補を希望するものは、その推薦責任者とともに、書式をもって委員会の定める期間中に立候補の届け出をし、その資格を得なければならない。

第8条 同一人が同時に2つ以上の役に立候補することはできない。

第9条 立候補者は他の立候補者の推薦責任者になることはできない。

第10条 立候補を認められた者は、本規定および委員会のすべての事項に従わなければならない。違反者は立候補もしくは、すでに当選した者は、当選を取り消すことができる。

第4章 選挙運動

第11条 選挙運動は以下の規定により行われる。

- 1 立候補者は委員会の管理のもとに立会演説を行う。この場合、若干名の応援演説者を認める。
- 2 立候補者は、委員会より支給された色彩用紙で指定された場所に、5枚以内のポスターの掲示を行う。

第12条 委員会は各立候補者の略歴を記載した選挙広報を発行する。

第13条 選挙運動に際して、他の立候補者、その他の者の名誉を毀損する言動をしてはならない。

第5章 選挙施行

第14条 選挙は委員会の定める期日に行われる。

第15条 投票は単記無記名とし、あらかじめ立候補者名を印刷した用紙の指示された箇所に○印および×印をつける。

第16条 開票には推薦責任者の立会を必要とする。

第17条 第15条にかかる投票の有効・無効は、前条の立会人の意見を聞き、委員会がこれを決定する。

第18条 最高投票数を得たものを当選とする。ただし、最高得票数が有効投票数の4分の1に満たない場合、得票数第2位までの者について決選投票を行う。

第19条 立候者が1つの役について、1名の場合は信任投票を行う。信任に必要な得票数は投票数の2分1とする。

第20条 前条の信任投票数が2分の1に満たない場合、および当選取消、辞任もしくは罷免が成立した場合、補欠選挙を行う。

第21条 補欠選挙は、その事由の生じた日より2週間以内に委員会の定める期日に行われる。

第6章 補則

第22条 本規定の改正は生徒会々則の改正に準ずる。

〈部活動規定〉

第1章 目的

第1条 部活動の目的は、文化および運動の活動を通じて、知識、技能を深め、個性を伸ばし、友愛・協調・責任の観念を養い、民主的な精神を体得するにある。

第2章 構成

第2条 部活動・同好会の設立時には、少なくとも全会員の1%の構成人員を必要とする。なお、会員の加入および脱退は個人の自由にあつて強制されてはならない。

第3条 部活動・同好会の設立および統廃合には議会の承認を必要とする。

第4条 部活動を設立する場合、同好会として1年以上活動し、かつ、第1条に掲げられた目的に添うと認められることを要する。

第5条 議会は部活動が以下の項目のいずれかに該当すると認めた場合、その部活動に解散を命じることができる。

- 1 部員数が全生徒の1%未満となり、かつ、実質上活動不能に陥った場合
- 2 部活動の目的より逸脱し、無責任・無統制な状態を続けた場合
- 3 その他、特別の理由がある場合

第6条 部活動は、顧問の教員を1名以上(運動部は2名以上)置かなければならない。部活動の運営、その他に関しては、顧問の教員の指導をうける。顧問の交替については、毎年行うものとする。

第7条 部活動は部員より、代表者1名を選ばなければならない。その代表者は部活動の統一および運営に関して、責任を持つものとする。

第8条 部活動は、生徒会文化部または運動部に属し、積極的に生徒会の諸行事に参加する。

第9条 部活動の代表者は、年度当初、文化部長または運動部長に部員名簿を提出しなければならない。

第10条 同好会の構成、その他については部活動に準ずる。

第3章 運営

第11条 部活動は、生徒会予算に従って、部活動運営のための援助費を受ける。

第12条 部活動は、その部活動に関する会計簿、備品台帳、消耗品台帳および部活動日誌を備え、議会または執行委員会の要求に応じ、随時その閲覧に協力しなければならない。

第13条 部活動は、議会または執行委員会の要請があれば、その活動状況を報告しなければならない。

第14条 部活動が校外の諸団体に加入し、またはこれらと研究の交換・合同練習もしくは対抗試合を行う場合、事前に学校長および生徒会執行部に届け、事後にその概要を報告しなければならない。

第15条 部活動は、部員より部費を徴収することができる。ただし、その額を会長に届出なければならない。

第16条 同好会の運営については部活動に準ずる。ただし、特別の事情がない限り、第11条に規定する援助費を受けることはできない。

第4章 補 則

第17条 部活動において、優秀な成績をあげたものは、表彰されることがある。

第18条 本規定の改正は生徒会々則の改正に準ずる。

〈 生徒保健安全委員会規定 〉

学校保健安全委員会

生徒保健安全委員は学校保健安全の推進向上を図り、生徒の生活領域にわたる保健安全活動と問題の解決に努める学校保健安全委員会の構成員として研究協議に参画する。

第1条(名称) 本会は大阪府立茨木工科高等学校生徒保健安全委員会と称する。

第2条(目的) 本会の目的は、生徒全体にわたる保健安全活動を学校の指導の下に自主的、組織的に推進するための研究協議機関であり、学校保健安全委員会の関係組織を確立する。

第3条(役員) 学級より選出された各1名の委員によって構成される。また、委員の任期は、4月より翌年3月までとする。

第4条(組織) 本会は委員の互選により正副委員長および書記を設け、以下の係をおく。

- 1 企画・統計係
- 2 環境調査係
- 3 環境衛生係

第5条(会議) 本会の運営は、保健安全指導部および生徒会等と緊密な連繫を保ち、行う。

- 1 定例の会合は原則として月1回開催する。
- 2 委員長が議長となり、副委員長、書記とともに進行をはかる。
- 3 議事録の作成、協議結果の確認と全員に対する伝達は必ず行う。
- 4 本会で解決し得ない問題は、学校保健安全委員会の議題として提案する。

生徒保健安全委員会

第1条(名称) 本会は茨木工科高等学校生徒保健安全委員会と称する。

第2条(目的) 本会の目的は生徒全体にわたる保健安全活動を学校の指導のもとに自主的、組織的に推進するための研究協議機関であり、学校保健安全委員会の関係組織を確立することにある。

第3条(役員) 1学級より選出された各1名の委員によって構成され、委員の任期は4月当初より1ヶ年とする。

第4条(組織) 本会は委員の互選により正副委員長及び書記を設け、次の係をおく。

- 1 企画・統計係
- 2 環境調査係
- 3 環境衛生係

第5条(会議) 本会の運営は保健安全指導部、生徒会等と緊密な連繫を保ちつつ行われなければならない。

- 1 定例の会合は原則として月1回開く。
- 2 委員長が議長となり、副委員長・書記と共に進行を図る。
- 3 議事録の作成、協議結果の確認と全員に対する伝達は必ず行う。
- 4 本会のみで解決し得ない問題は、これを学校保健安全委員会の議題として提案する

〈図書館館則(付図書館利用規定)〉

第1章 総則

第1条 図書館は、本校教育の目的を実現するため、図書および資料を収集保管し、生徒および教職員に対し、調査研究のための手段を提供する。

第2条 図書館の運営に関する重要事項は学校長が決定する。

第3条 図書館を運営するため、教務部総務係内に図書担当者をおく。担当は図書館の運営方針、各系・教科と連携、読書指導、必要な事項を審議し、運営にあたる。

第4条 館務を円滑に処理し、図書館活動を活発に展開するために生徒図書委員をおく。

- 1 委員は生徒の図書活動を推進するとともに、館務の処理を補助する。
- 2 委員は各学級より選出された図書委員とする。

第2章 利用規定

第5条 図書館を利用できるのは、本校教職員、生徒、PTA 会員および係が適当と認めた者とする。

第6条 (開館および休館)

- 1 平日は、昼休みおよび放課後に開館する。
- 2 休業日および行事日は休館する場合がある。ただし、長期休業中は別途定める。
- 3 開館および休館の日時は、都合により臨時に変更する場合がある。

第7条 閲覧室に配列された図書は、館内において自由に閲覧できる。

第8条 (館外閲覧)

- 1 クラス・氏名等で本人確認し、貸出処理した後、図書を借りることができる。
- 2 同時に同一人に貸出できる図書は70冊以内である。ただし、学習上、特に必要な場合、臨時に定める。
- 3 同一図書の貸出期限は7日以内とする。続けて貸出を希望する場合、同一手続きを必要とする。
- 4 以下の図書は貸出できない。
 - ①貴重図書
 - ②各種年鑑、辞書および参考書類
 - ③逐次刊行物で未装訂のもの
 - ④その他の特に指定した図書
- 5 各学科、教科、部活動および生徒会において研究上必要とする図書は、承認を得て、長期に貸し出すことがある。
- 6 図書返却日を確実に守ること。期限を超過した者には貸出停止をすることがある。

第9条 (図書館利用心得)

- 1 室内では静寂にし、雑談や他人に迷惑をかける行為は慎む。
- 2 図書、その他の用具の取扱いは丁寧に、汚損しない。頁の切りとり、書き入れ等、その他の破損を発見した場合、ただちに係員に申し出ること。
- 3 読み終わった図書は、必ず所定の位置に返納する。
- 4 貸出中の図書を更に他人に貸してはならない。
- 5 借覧中の図書を紛失または破損した場合、同一の図書を弁償すること。

第10条 (雑則)

- 1 図書館は、図書の寄贈、委託を受けることができる。寄贈、委託図書は一般蔵書と同一に取り扱う。
- 2 図書館館則に違反、または指示に従わない場合、利用を禁止することがある。

〈大阪府立茨木工科高等学校 PTA 規約〉

第1条 (名称) 本会は大阪府立茨木工科高等学校PTAと呼び、事務所を本校内に置く。

第2条 (目的) 本会は会員相互に協力して、学校と家庭及び社会との関係を緊密にし、それぞれの向上を図り、環境を整備して、生徒の心身の健全なる発達を図り、福祉を増進することを目的とする。

第3条 (方針) 本会は前条の目的を達成するために、教育を本旨とする民主的団体として活動し、他のいかなる団体の干渉支配をうけず、又学校管理や教職員の人事にも干渉しない。

第4条 (会員) 本会の会員は大阪府立茨木工科高等学校に在籍する生徒の両親、又はこれにかわる保護者、並びに本校に勤務する専任の教職員とする。

第5条 (会計) 本会の経費は、会費、篤志家の寄付で支弁する。会費は教職員及び生徒1人について年額4,000円とし、会計年度は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第6条 (役員) 本会に下記の役員を置く。

会 長 1名

副会長 1~2名(原則2名とする)

書 記 1~2名(原則2名とする)

会 計 1~2名(原則2名とする)

役員は、会員中より選出し、任期は1カ年を原則として重任は妨げない。立候補がない場合や話し合いで決定しない場合は抽選等により選出することもある。役員として本校の職員が役員会等に参加する。(緊急時において)

第7条 (会計監査委員) 本会の会計の公平を期するため会計監査委員3名を置く。

第8条 (任務) 役員の仕事は下記の通りとする。

1 会長は本会を代表し、会務を統括する。また総会及び実行委員会並びに必要に応じて役員会・各委員会を招集する。

2 副会長は会長を補佐し、会長不在の場合は代理をつとめる。

3 書記は議事を記録し、各種の庶務事項を掌る。

4 会計は本会に関する会計を行う。

第9条 (総会) 総会は本会最高の議決機関で、総会の成立は会員1/2以上の出席を必要とする。

ただし委任状でこれにかえることができる。総会の決議は出席者の多数決による。議長は会員より選出する。

1 決算総会 前年度の会計決算報告及び会務報告を行い、新役員を選出する。

2 予算総会 新年度予算の審議、運営方針の検討を行う。

3 臨時総会 必要に応じて随時開く。

第10条 (委員会) 本会の目的を達成するために次の委員会を置く。

1 実行委員会

役員、会計監査委員並びに各委員会の正・副委員長、学校長、各学年主任で構成し、本会の企画運営について協議する。

2 学級委員会

各学級生徒の両親又はこれにかわる保護者により原則2名の委員を選び、互選により各学年に正・副委員長を置く。

学級委員は学級担任と協力して本会の目的を推進する。

3 各種専門委員会

必要に応じて臨時設置する。

4 各種委員会において立候補がない場合や話し合いで決定しない場合は抽選等により選出することもある。

第11条 (規約改正) 規約の改正は総会において出席者の2/3以上の賛成を必要とする。

附則 1.この規約は昭和38年度より実施する。

7.平成14年4月1日一部改正

13.平成29年5月28日一部改正

2.昭和44年4月1日一部改正

8.平成17年4月1日一部改正

14.平成30年6月2日一部改正

3.昭和53年4月1日一部改正

9.平成19年4月1日一部改正

15.令和元年6月1日一部改正

4.昭和56年4月1日一部改正

10.平成20年4月1日一部改正

16.令和3年10月8日一部改正

5.昭和61年4月1日一部改正

11.平成23年6月1日一部改正

17.令和4年6月11日一部改正

6.平成2年4月1日一部改正

12.平成25年6月1日一部改正

物品販売業者の連絡先

物 品 名	業 者 名	電話番号・住所
校舎内上履サンダル	富士サービス	(072) 622-3317 茨木市永代町5-116
水泳帽子、柔道着 等		
実習服、作業帽、皮手袋	アーバンユニフォーム	(06) 6262-0831 大阪市中央区久太郎町1-6-11
校章入りカーディガン		
体操服	キンキユニフォーム	(072) 650-2000 摂津市鳥飼野々3-2-18
制服	オーミヤ	(072) 675-0934 高槻市城北町1-2-8
	いかや	(072) 681-0667 高槻市茶川町2-13-6
	清田商店	(072) 622-2109 茨木市元町7-7
	ふくみや	(06) 6562-2938 大阪市浪速区桜川2-5-3
教科書、副読本、電子辞書 等	虎谷誠々堂書店	(072) 622-2032 茨木市元町3-8
関数電卓、下足ロッカー	学校の担当者にお問い合わせください。	

令和8年度 年間行事予定(1年生関係抜粋)

(日程を変更することがありますので、学校からの配布する連絡プリント等でご確認ください。)

4月	3日(金)	合格者物品販売(9:00~12:00)	9月	26日(土)	第2回PTA学級委員会	
	6日(月)	合格者登校日(9:30~)クラス発表、書類回収		30日(水)	第2回いじめ等アンケート	
	8日(火)	入学式、保護者説明会		10月	11日(日)	創立記念日(64周年)
	9日(木)	オリエンテーション 第1回身だしなみ指導、自転車交通安全講習 クラス写真撮影			19日(月)	~23日(金)2学期中間考査
	10日(金)	クラブ紹介			11月	7日(土)
	13日(月)	~14日(火)クラブ体験期間		11日(水)		選択科目調査
	15日(火)	~16日(水)クラブ入部期間、第1回避難訓練		13日(金)		文化祭の代休
	23日(金)	茨エドック(検診日)	18日(水)	学校集会・生徒会選挙		
5月	1日(金)	第1回基礎力診断テスト	21日(土)	オープンスクール授業		
	13日(水)	スマホ安全教室(6限)	24日(火)	オープンスクール授業代休		
	14日(木)	第2回身だしなみ指導	12月	5日(土)	PTA社会見学	
	15日(金)	~22日(木)1学期中間考査、夏服販売		9日(水)	~15日(火)2学期期末考査	
	16日(土)	第1回PTA学級委員会		16日(水)	~18日(金)テスト返却日	
	21日(木)	第1回いじめ等アンケート		18日(木)	~23日(火)午前授業	
	22日(金)	遠足		24日(木)	終業式、第5回身だしなみ指導	
	27日(水)	耳鼻科検診		25日(木)	~1月7日(木)冬季休業	
29日(金)	眼科検診	1月		8日(金)	始業式、第6回身だしなみ指導	
6月	5日(金)		体育祭	12日(火)	第2回基礎力診断テスト	
	13日(土)		PTA総会 授業参観	16日(土)	工学系大学連携授業(実力診断テスト)	
	15日(月)	授業参観の代休		第3回PTA学級委員会		
	19日(金)	計算技術検定(1~3組)	2月	9日(火)	~16日(火)学年末考査	
	20日(土)	大学連携(大工大)		17日(水)	~19日(金)テスト返却日	
	24日(水)	学校集会、生徒会選挙、第3回身だしなみ指導	3月	1日(月)	卒業式会場設営	
7月	2日(水)	~8日(水)1学期期末考査		2日(火)	卒業式	
	9日(水)	~11日(金)テスト返却日、色覚検査(希望者)		15日(月)	終業式・教科書販売	
	14日(月)	~21日(火)午前授業				
	22日(金)	終業式				
	23日(木)	~8月30日(日)夏季休業				
8月		懇談期間(夏季休業中)実施予定				
	31日(金)	始業式(授業あり)第4回身だしなみ指導				

大学連携は大学進学専科のみ(未記載のものあり)

学校において予防すべき感染症と出席停止の手続きについて

「学校において予防すべき感染症」に罹患した場合、学校保健安全法第19条に基づき、出席停止となります。出席停止の期間を遵守し、自宅で安静に過ごし回復に努めてください。

◆新型コロナウイルス感染症・インフルエンザに罹患した場合

医師に新型コロナウイルス感染症、インフルエンザ(疑いも含む)と診断された場合、病院受診時に自宅療養期間を確認し、「新型コロナウイルス感染症・インフルエンザ療養報告書」を保護者が記入押印し、必要な添付書類(診療明細書や調剤説明書や薬袋)と一緒に担任へ提出してください。

◆新型コロナウイルス感染症及びインフルエンザ以外の「学校において予防すべき感染症」に罹患した場合、「学校感染症等にかかる登校に関する意見書」を医師に記入していただき、担任へ提出してください。

学校において予防すべき感染症と出席停止の基準(学校保健安全法施行規則第18・19条)

	疾患の種類	出席停止の基準
第一種	(注1)	治癒するまで
第二種	新型コロナウイルス感染症	発症した後、5日を経過し、かつ症状が軽快した後1日を経過するまで
	インフルエンザ (特定鳥インフルエンザを除く)	発症した後、5日を経過し、かつ解熱後2日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで、または5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹(はしか)	解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
	風しん	発しんが消失するまで
	水痘(みずぼうそう)	すべての発しんが痂皮化するまで
	咽頭結膜熱(プール熱)	主要症状が消退した後2日を経過するまで
	結核	病状により、学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
	髄膜炎菌性髄膜炎	
第三種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎	病状により、学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
	その他の感染症 (感染性胃腸炎・手足口病・溶連菌感染症等)	(注2)

(注1) エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、中東呼吸器症候群、重症急性呼吸器症候群(SARS)、特定鳥インフルエンザなど

(注2) その他の感染症について

「学校で通常認められないような重大な流行が起こった場合に、その感染拡大を防ぐために、必要があるときに限り、学校医の意見を聞き、校長が第3種の感染症として緊急的に措置をとることができるもの」とされており、生徒が罹患したとしても、直ちに出席停止の対象となるものではありません。

新型コロナウイルス感染症・インフルエンザ 療養報告書について

新型コロナウイルス感染症・インフルエンザに罹患した場合、学校保健安全法第19条に基づき、出席停止となります。健康回復のため下記の出席停止期間を守り、安静に過ごしてください。療養期間が明け、登校の際に療養報告書に書類(下方参照)を添付し担任に提出してください。

●新型コロナウイルス感染症出席停止期間の基準・・・

【発症した後、5日を経過し、かつ症状が軽快した後1日を経過するまで】

*無症状の場合は、検体を採取した日から5日を経過するまで

●インフルエンザ出席停止期間の基準・・・

【発症した後、5日を経過し、かつ解熱後2日を経過するまで】

*「発症」とは発熱など症状が始まった日です。症状が出た翌日を1日目として数えます。

療養報告書 (新型コロナウイルス感染症・インフルエンザ)

令和 年 月 日

年 系 組 番

生徒名 _____

保護者名 _____ ㊞

1. 診断名(当てはまる項目に☑をつけてください)

新型コロナウイルス感染症に罹患した

インフルエンザに罹患した

2. 発症日 _____ 月 _____ 日()

検査日 _____ 月 _____ 日() 医療機関名: _____

解熱日・症状が軽快した日 _____ 月 _____ 日()

3. 療養期間 令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日() ~ 令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日()

● 生徒名・受診日が記載された診療費明細書や調剤説明書・薬袋などの写しを添付してください。

学校感染症等にかかる登校に関する意見書

大阪府立茨木工科高等学校

____年 ____系 ____組 ____番

名前 _____

病名 _____

上記感染症のため

____月 ____日 ~ ____月 ____日 まで療養を指示しました。

令和 ____年 ____月 ____日

医療機関名

____醫師名 _____ 印

校舎配置図(1階部分 抜粋)

以下の配置図は令和7年度(昨年度)のもので、令和8年度は変更予定です。



校 歌

喜志邦三 作詞
大野正雄 作曲



ひ に あたらしく あたらしく
じ しゅう そうぞうの は たた ー て て



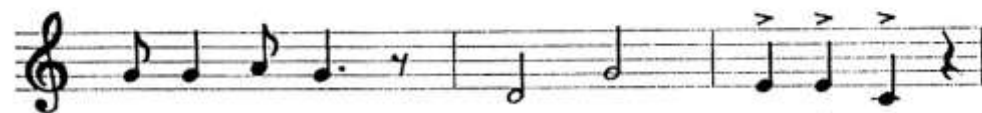
ちきゅうの めぐ ー るお と き こ ゆ
じ だ い と と も ー に す す ー む も の



ともよきみあり わ ー れあり て みらいを
ともよこのても こ ー のちえ も うちゅうを



にのうしめい ここにかがくの ちからあり あ す の
めざすりそう われらひとつの わとなりて ま な ぶ



さ ん ぎ よ う ひ か り あ れ
が く え ん ひ か り あ れ

<p>ニ 自主創造の旗立てて 時代とともに進む者 友よこの手もこの知恵も 宇宙をめざす理想 われら一つの輪となりて まなぶ学園 光あれ</p>	<p>一 日に新しく新しく 地球のめぐる音を音きこゆ 友よ君ありわれありて 未来を担う使命 ここに化学の力あり 明日の産業 光あれ</p>
---	---

1年 組()番・2年 系 組()番・3年 系 組()番	
名 前	